

完全
保存版

相続手続きのスケジュール

中田 税理士

「相続ってどう進めたらいいの？」
そんな不安をお持ちの方にピッタリなのが、このフロー
チャート。私と一緒に相続の流れをたどってみましょう。



申告後
5年間

相続税還付可能期間

POINT
生前の現金引出しや財産の移動があった場合も、内容を精査して正しく申告しましょう。

税理士にご相談ください。



※グループにお任せください！
還付手続きの期限は相続税申告期限から5年以内です。



10か月以内

相続税の申告と納付期限
※延納や物納を行う場合は、申告期限までに申請する

☑ 遺産分割協議書の作成 ※遺言がある場合は原則不要
☑ 不動産の相続登記、預貯金・有価証券等の解約等

遺言がない場合
遺産分割協議書の確定



4か月以内

被相続人の準確定申告を行う



3か月以内

財産債務を相続するかどうか決める
※相続放棄・限定承認の申述は家庭裁判所へ

被相続人の財産と
債務の確認、リスト化



遺言の有無を確認する
※自筆証書遺言の場合は、家庭裁判所の検閲を受ける

法定相続人の確定



相続開始

7日以内 死亡届を市区町村役場へ提出する。
葬式・告別式を行う、領収書の整理・保管。
金融機関への死亡届出、公共料金の名義変更。
健康保険の資格喪失届や年金の各種手続き等。
生命保険金の請求手続きをする。



まとめ

相続手続きをスムーズにするには、**生前の準備が大事です。**
「余分な口座」、「不要な株(子が興味を持たないなど)」、「海外資産」などは整理しておくとお手続きが楽になりますよ。

事前の準備でスムーズな手続きを！



POINT
遺産分割協議がまとまっていざいと、相続税が軽減される特例が使えなくなってしまいます。

特例が使えないと相続税の負担が重くなることに...



POINT
被相続人が自営業(大家など)の場合、亡くなった年に不動産を売却していた場合は特に注意しましょう。



POINT
預貯金をわずかでも引き出した場合、単純承認したとみなされます。相続放棄する可能性があるならば、財産に手をつけないようにしましょう。



POINT
経済的価値のあるものは、ほぼ全て相続税の対象になります。預貯金や株などは、被相続人と取引があった金融機関全てに照会します。時間がかかることを考えて、余裕を持って取り掛かるのが良いでしょう。

POINT
誰が相続人になるのが証明するため、被相続人の戸籍を収集します。
● 出生から死亡時までさかのぼるのが一般的。
● 戸籍が震災などにより滅失していることも、その場合は戸籍がないことの証明書を取得する必要があります。

POINT
申請・手続きをしないともらえないお金もあるので注意が必要です。
● 生命保険金
● 遺族年金
● 葬祭費 など
領収書類はレシートを含め、全てとっておきましょう。葬儀費用は相続税の課税対象となる財産から控除することができます。